

→→ 適正受診にご協力を ←←

平成27年度 1件当たりの医療費が47都道府県の市町村職員共済組合中
組合員でワースト2位、被扶養者はワースト5位

本組合の1件当たりの医療費は、平成27年度において組合員が全国ワースト2位、被扶養者が全国ワースト5位で、昨年度より増加し全国的に見ても上位となっています。

医療機関を次々と変更して受診する「はしご受診」は、その都度初診料が生じることとなり医療費の無駄が生じます。

また夜間や休日に安易に救急指定医療機関で受診されると、時間外加算や休日加算がかかり医療費が高むこととなります。急病などのやむを得ない場合を除き、診療時間内に受診するようにしましょう。

本組合では、**相談料・通話無料の電話健康相談**（☎0120-031-199）等を実施しておりますので、是非ともご活用ください。

1件当たり医療費

区分 順位	組合員	被扶養者
1	北海道 12,966円	北海道 15,399円
2	奈良県 12,597円	高知県 15,172円
3	福岡県 12,372円	石川県 14,840円
4	宮崎県 12,225円	沖縄県 14,728円
5	島根県 12,214円	奈良県 14,436円
6	大分県 12,174円	山梨県 14,344円
7	福井県 12,096円	島根県 14,332円
8	石川県 12,088円	徳島県 14,241円
47	愛知県 9,830円	群馬県 11,553円
平均	11,029円	12,965円

出典：全国市町村職員共済組合連合会「短期給付診療諸率等の状況（平成27年度）」

本組合の医療費は、上記のとおり全国平均を上回り現在大変厳しい財政状況にあります。皆さんには以下のことをご理解いただき適切な受診にご協力をお願いいたします。

1. かかりつけ医をもちましょう

かかりつけ医は、日頃から組合員や家族の皆さんとお付き合いすることで、これまでにかかった病気などの診療内容や検査記録が蓄積されるので、適切な判断のもと最適な治療につながります。

2. 夜間や休日診療を控えましょう

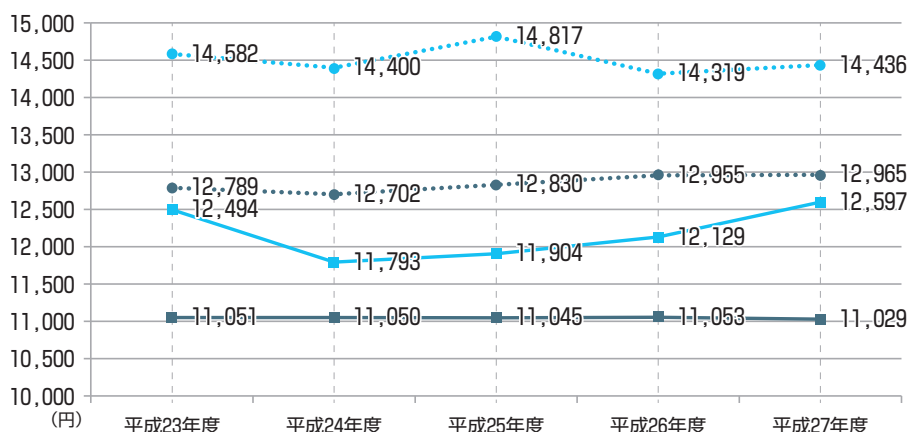
急病などのやむを得ない場合を除き、診療時間内に受診するようにしましょう。

また、普段からかかりつけ医をもっていれば、夜間や休日に急いで病院に行く必要があるかどうか、また、どんな場合には翌朝まで待てばよいのかなどの対処方も相談できます。

3. はしご受診はやめましょう

医療機関を変更すると、その都度初診料がかかります。また、同じような検査が繰り返されたり、同じような処置や薬を処方されることとなるため、医療費が高むばかりか、体にも負担となります。

組合員 年度別 1件当たり医療費



化にご協力を！

→ ジェネリック医薬品の活用を！ ←

共済組合では、短期財政の安定化を図るため、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用促進を行っています。ジェネリック医薬品の使用割合は以下のとおりとなり、国が掲げる目標数値である「平成 29 年度中に 70%」を平成 29 年 1 月診療分で達成しました。

しかしながら、本組合の短期（医療）財政はまだまだ厳しい状況にあることから、引き続きジェネリック医薬品の利用促進を行っていくとともに、国が掲げる新たな目標数値である「平成 30 年度から平成 32 年度末までの間のなるべく早い時期に 80%」を目指します。

皆さんの自己負担額の軽減、また本組合の短期（医療）財政の改善のため、引き続きジェネリック医薬品の積極的な活用をお願いします。

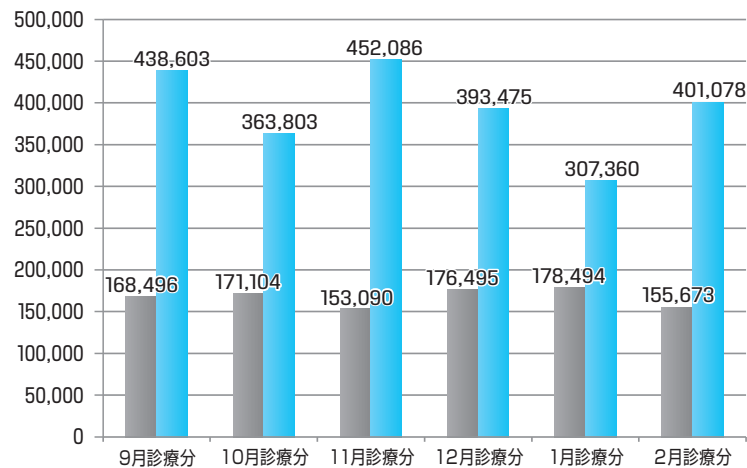
診療月	平成28年9月診療分	平成28年10月診療分	平成28年11月診療分	平成28年12月診療分	平成29年1月診療分	平成29年2月診療分	平均
ジェネリック医薬品使用割合	68.00%	68.34%	68.33%	69.08%	70.50%	68.89%	68.86%

また、ジェネリック医薬品に切替えることで、300 円以上の削減効果が見込まれる 20 歳以上の慢性疾患により投薬を受けている組合員及び被扶養者の方に年 2 回「ジェネリック差額通知書」を配付し、ジェネリック医薬品の利用促進を行っております。

去年 7 月に 633 人の方に「ジェネリック差額通知書」（平成 28 年 9 月診療分～平成 29 年 2 月診療分）を配付いたしました結果、その後 302 名（延べ人数）の方が、その一部をジェネリック医薬品へ切替えをされました。しかしながら対象者が使用した医薬品全体の中でのジェネリック医薬品が使用されている割合は 13.16%と依然として低い状況です。

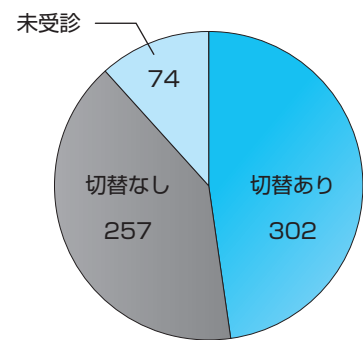
今年度も医療費通知とあわせて年 2 回「ジェネリック差額通知書」を該当者に配付いたしますので、医療費の削減（＝自己負担額の軽減）にご協力をお願いします。

削減可能額と削減額（円）



■ 削減可能額・先発医薬品の中で、ジェネリック医薬品に切替が可能な薬剤費
 ■ 削減額・先発医薬品からジェネリック医薬品に切替えた結果、削減された薬剤費

切替人数割合（人）



平成28年9月～平成29年2月診療分について

ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、新薬（先発医薬品^{*}）と同じ有効成分、同じ効能・効果があり、安全性においても同等の医薬品です。

ジェネリック医薬品は先発医薬品の約 2 ～ 7 割程度の価格となり、皆さんの自己負担額の軽減、また短期（医療）財政の改善につながります。

診察の際に、医師に「ジェネリック医薬品を希望します。」と表示された組合員証及び被扶養者証を提示するなど意思表示をし、ジェネリック医薬品を使用しましょう。

^{*}最初に開発・承認・発売された、従来になかった薬効成分を持つ医薬品